

国民年金

忘れずに届け出ましょう

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

本年度の月額保険料は15,020円です。

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人は必ず加入しなければなりません。

加入者(被保険者)は3つの種別に分けられ、種別ごとに保険料の納め方が異なるため、転入したときや退職したときなど異動するたびに届け出が必要で、届けておくと、受け取る年金額が少なくなったり、受け取れなくなったりすることもありますので忘れずに届け出ましょう。

■問い合わせ

保健医療課国保年金係

☎0824-73-1158

三次年金事務所

☎0824-62-3107

○被保険者の種別

加入者は、職業などによって3つの種別に分かれています。

第1号	自営業者、学生、フリーアルバイター、無職の方など。 ※加入手続きは市役所国民年金担当窓口で行います。
第2号	会社員や公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入されている方。 ※加入手続きは勤務先が行います。
第3号	第2号被保険者に扶養されている配偶者の方。 ※加入手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

届け出が必要なとき	手続きの内容	持参するもの
勤務先を退職したとき (厚生年金や共済年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者に切り替えます。(第3号被保険者に該当する場合を除く)	印鑑、年金手帳・健康保険などの資格を喪失した証明書(勤務先が作成)
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき。または配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者に切り替えます。	印鑑、年金手帳・健康保険などの資格を喪失した証明書(勤務先が作成)
他の市町村から転入したとき	住所変更の手続きを行います。 (厚生年金の方は勤務先で手続き)	印鑑、年金手帳
市内で転居したとき		
氏名が変わったとき (婚姻、離婚、養子縁組など)	氏名変更の手続きを行います。	印鑑、年金手帳
20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く)	加入手続きを行い、第1号被保険者となります。	日本年金機構から届いた書類・印鑑

◆20歳以上の学生の

皆さんへ◆

特例制度を利用しましょう

20歳以上の人は、学生であつても国民年金に加入し、保険料を納付しなければなりません。しかし、学生は所得が少なく保険料を納めることが困難なため、「学生納付特例制度」という申請により納付が猶予される制度が設けられています。

申請をせず未納のまま放置しておくと、将来年金が受け取れなくなったり不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金が受け取れなくなったりします。この制度の利用をお勧めします。



新副市長が決定



やぶき ゆうじ
矢吹 有司
副市長

國光拓自前副市長の任期満了に伴い、後任の副市長として矢吹有司氏が3月25日の3月定例会において選任同意を受け、決定しました。

矢吹副市長の任期は、4月1日から平成27年3月31日までです。

副市長の条例定数は2人で、矢吹氏は事務を担当する副市長となります。

◆略歴

昭和31年10月29日生まれ
昭和55年8月 総領町採用
平成14年4月 総領町総務課長
平成17年4月 庄原市財政課長